

岐阜県公報

目次

- 告示
- 道路の区域変更
道路の供用開始
- 公 示
- 土地改良区の定款の変更認可

(道路維持課) 四三三
(同) 四二四

(西濃農林事務所) 四二四

告 示

岐阜県告示第四百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年九月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十四日

岐阜県知事 江崎 禎 英

県道				類の道 種路	
温湯 泉屋 線				路 線 名	
同 市同 町同 字同 一 二七〇番一 地先		同 市同 町同 字同 一 二六九番五 地先		区 間	
下呂市小坂町赤沼田字大 沢上二六九番一 地先		下呂市小坂町赤沼田字大 沢上二六八番一 地先		別前変区 後更域	
後		前		員敷地幅 員の幅員 員（メ ートル）	
一 五・一 三・〇		一 六・三 三・八		七〇・二	
六七・九		七〇・二		延 長 （メ ートル）	
				備 考	

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和七年九月二十四日

岐阜県告示第四百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年九月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一般国道		道路種類	
二百五十 六号		路線名	
加茂郡東白川村神土字前 野三六九二番二地先地内		区 間	
後	前	区域変更前後別	
六・三・六 手	五・三・五 う	敷地の幅員（メートル）	
二九・四	二九・四	延長（メートル）	
		備考	

岐阜県告示第四百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年九月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

	道の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域 決定 の 日 告 示 の 年 月 日 か ほ)
--	------	-----	----	--------------	-------------	--

令和七年九月二十四日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社

県道	湯屋線	下呂市小坂町赤沼田字大沢上 中二二六八番一地从先から 同市同町同字同 二二六九番五地先まで	二五・三	令和 七・九・二四	令和 七・八・二五 令和 七・九・二四
----	-----	--	------	--------------	------------------------------

公 示

。土地改良区の定款の変更認可
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。
令和七年九月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土地改良区名	認可年月日
檜俣北部土地改良区	令和七・九・一二

。土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年九月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土地改良区名	認可年月日
四郷南部土地改良区	令和七・九・一二